

## 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式(令和6年4月1日～令和6年10月31日 契約分)

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	放射線線量計 電離箱サーベイメータ ICS-1323	1	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和6年4月10日	株式会社千代田テクノ 青森営業所 青森市本町1丁目2-20	1,197,900円	契約にかかる金額が少額であるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項)	
2	TCI シリンジポンプ TE-SS830T	1	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和6年5月29日	丸木医科器械株式会社 八戸営業所 八戸市沼館2丁目4-1	1,452,000円	契約にかかる金額が少額であるため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項)	
3	術中MEPモニタリング装置	1	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和6年10月1日	新生メディカル株式会社 八戸市北インター工業団地1丁目6-23	4,620,000円	早急な整備が必要なものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。